

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する
規則

平成29年3月30日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができ

ない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第4条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職（以下この条において「内部組織の長の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等

（当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第5条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第6条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁

に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第7条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第8条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を神奈川県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）離職時の職
- （4）再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- （5）再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- （6）離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- （7）当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
- （8）当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）
- （9）当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- （10）その他参考となるべき事項
（部長又は課長に相当する職）

第9条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局規則（平成19年規則第6号。以下「事務局規則」という。）第3条の2第1項に定める課長の職

(2) 事務局規則第3条の2第2項に定める事務局次長及び担当課長の職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第10条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第11条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定める者とする。

（内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第12条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第4条に定める者とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条

に定める者とする。

(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第9条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第10条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第16条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 事務局規則第3条の2第1項に定める事務局長の職
- (2) 第9条に定める職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第17条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 職員が離職した地方公共団体の条例、規則等により届出を要しない場合とされている場合

(任命権者への再就職の届出)

第18条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、次項に掲げる事項を記載した再就職情報届出書(第2号様式)を広域連合長に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日

- (3) 連絡先
- (4) 本広域連合在職時の職
- (5) 本広域連合在職期間
- (6) 地方公共団体の離職時の職
- (7) 地方公共団体の離職日
- (8) 再就職日
- (9) 再就職先の名称
- (10) 再就職先における地位
- (11) 再就職先の業務内容

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条（第8条第2項を削る改正規定を除く。）の規定、第4条中第8条第8号及び第9条の改正規定並びに第8条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に第4条の規定による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する規則第9条第3号に掲げる職にあった者については、第4条の規定による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用

短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する規則（平成29年後期高齢者医療広域連合規則第3号。以下「新規則」という。）第17条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

第3条 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第17条の規定の適用については、なお従前の例による。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (- -) FAX (- -)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

	離職日 年 月 日	離職時の職	
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

※申請者が神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局において課長級以上の職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) ()
氏 名

所属

職

職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの

その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

再就職情報届出書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな) ()
届出者氏名
生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
連絡先 (- -)

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

本広域連合在職時の職	
本広域連合在職期間	自 年 月 日 至 年 月 日
地方公共団体離職時の職	
地方公共団体離職日	年 月 日
再就職日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先における地位 (役職)	
再就職先の業務内容	